

・課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。新たに特例適用資産を取得された場合は、「固定資産税課税標準特例適用申告書」に必要事項をご記入のうえ、事実を証明する書類等を添付して提出してください。

地方税法	対象資産	特例率	適用期間	添付書類
附則第15条 第2項	公害防止施設等 汚水・廃液の処理施設	1/3	永年	特定施設設置届出書の写し 処理過程図 等
附則第15条 第2項	公害防止施設等 大気汚染防止法の 指定物質排出抑制施設	1/2	永年	処理施設設置届出書の写し 処理過程図 等
附則第15条 第2項	公害防止施設等 下水道の除害施設	3/4	永年	特定施設設置届出書の写し 処理過程図 等
法349条の3 第28項	家庭的保育事業用資産 (利用定員5人以下)	1/3	永年	家庭的保育事業の用に 供されていることがわかる資料
法349条の3 第29項	居宅訪問型保育事業用資産 (利用定員の定めなし)	1/3	永年	居宅訪問型保育事業の用に 供されていることがわかる資料
法349条の3 第30項	事業所内保育事業用資産 (利用定員5人以下)	1/3	永年	事業所内保育事業の用に 供されていることがわかる資料
附則第15条 第44項	取得日がH29.4.1～H31.3.31 企業主導型保育事業用資産 (利用定員6人以上)	1/3	5年度分 (注1)	補助を受けたことがわかる資料 企業主導型保育事業の用に 供されていることがわかる資料
旧附則第15条 第2項	取得日がH26.4.1～H30.3.31 公害防止施設等 土壌汚染対策法の 特定有害物質排出抑制施設	1/2	永年	処理施設設置届出書の写し 処理過程図 等
旧附則第15条 第32項	取得日がH28.4.1～H30.3.31 再生可能エネルギー 発電設備	<u>太陽光・風力</u> 2/3 <u>水力・地熱</u> <u>バイオマス</u> 1/2	取得後 3年度分	<u>太陽光</u> 補助金交付決定通知書の写し <u>風力・水力・地熱・バイオマス</u> 認定通知書の写し
附則第15条 第43項	中小事業者等が取得した 経営力向上設備 (H28.7.1～H31.3.31)注2	1/2	取得後 3年度分	経営力工場計画の申請書(写) 及び認定書(写)及び工業会等 による使用等証明書(写)等

(注1) 補助開始対象期間内に最初に政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分になります。

(注2) 機会及び装置以外の資産については、平成29年度4月1日以降の取得であること。

* 法令等の改正により、該当する資産等が頻繁に変更されていますので、ご注意ください。